

第 10 号

規則第 21 条第 1 項第 10 号 法第 25 条に規定する放射線障害の防止に関する記帳及び保存に関すること。

【対象事業者：使用者等】

法第 25 条の規定に基づく規則第 24 条の規定に基づき、使用者等は、許可又は届出の範囲内で放射性同位元素等又は放射線発生装置を取り扱っていることを確認することに加え、法令に定める各種基準及び予防規程に定める事項等にしたがって適切な管理を行う上で、放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いの状況及びその結果を把握するため、放射線障害の防止に関し必要な事項を記載するための帳簿を備え、記載することとなっている。このため、本号では、備えるべき帳簿の種類及び保存期間等を定めることを求めている。

本号に関し、予防規程に定めるべき事項は、次のとおりとする。

10-1) 記帳に関する責任者を規定すること

解説)

放射線管理部門の長等、取扱いや管理に係る者を責任者とし、組織によってはこの部門を含む上位の長又は記録を管理するものを責任者とするなど、事業所の組織実態に合った責任者を規定します。

10-2) 規則第 24 条第 1 項から第 3 項までの規定を踏まえ、使用者等の実態に応じ適切な帳簿の種類、閉鎖時期、保存期間及び保存場所を規定すること。なお、他法令で規定されている帳簿であって、規則第 24 条第 1 項各号の規定と合致しており、その帳簿を同号の帳簿として取り扱う場合には、その旨を規定すること。

解説)

規則第 24 条に規定された内容について、各事業所の業種及び取扱い方法に基づいて予防規程内に規定します。事業所によっては、他の記録(健康診断や測定)についても、この条文にまとめて規定することもあると思いますが、それぞれ保存期間などが異なりますのでそれらがわかるように規定するようにします。

帳簿の閉鎖時期は規則第 24 条第 2 項の規定通りとなります。事業所の廃止も想定した帳簿閉鎖に係る規定についても合わせて入れてもかまいません。保管場所については、帳簿の紛失等がないよう予防規程の適用範囲内である管理部門組織や場所を規定するとよいでしょう。

また、規則条文に規定してある記帳記録に係る必要な項目については、法令に準じるころはその旨を予防規程内では規定し、マニュアルや手順書などの下部規程等に予防規程の内容を反映した形でそれぞれ詳細を規定しておくことが現実的でしょう(※ 関連条文例には記載してあります)。

関連条文例

10) 記帳及び保存に関する事(許可届出使用者)

(記帳・記録)

第〇〇条 管理室長は、下記のそれぞれの項目を含む帳簿又は記録を作成し、毎年三月三十一日に閉鎖し、帳簿又は記録を閉じてからそれぞれ 5 年間放射線管理部門において保存しなければならない。

- (1) 放射性同位元素又は放射線発生装置に係る受入れ、払出し、保管、使用及び廃棄等の記録
 - イ 受入れ又は払出しに係る放射性同位元素の種類及び数量
 - ロ 放射性同位元素の受入れ又は払出しの年月日及びその相手方の氏名又は名称
 - ハ 使用に係る放射性同位元素の種類及び数量又は放射線発生装置の種類
 - ニ 使用の年月日、目的、方法及び場所
 - ホ 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用に従事する者（非密封放射性同位元素の管理区域外使用時に数量の確認を行った者を含む）
 - ヘ 保管に係る放射性同位元素の種類及び数量
 - ト 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所
 - チ 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名
 - リ 廃棄に係る放射性同位元素の種類及び数量
 - ヌ 放射性同位元素等の廃棄の年月日、方法及び場所
 - ル 放射性同位元素の廃棄に従事する者の氏名
- (2) 施設の点検に関する記録
 - イ 点検の実施年月日
 - ロ 点検及びこれに伴う措置の内容
 - ハ 点検を行った者の氏名
- (3) 放射性同位元素の運搬に関する記録
 - イ 放射性同位元素の運搬の年月日及び方法
 - ロ 荷受人又は荷送人、運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名又は名称
- (4) 教育及び訓練に関する記録
 - イ 教育及び訓練の実施年月日、項目及び各項目の時間数（管理区域に立ち入る前及び取扱等業務を開始する前の教育及び訓練（第〇〇条第〇項及び第〇項）に限る）
 - ロ 教育及び訓練を受けた者の氏名
- (5) 規則第 22 条の 3 第 1 項により管理区域でないとみなされる場所に関する記録
 - イ 外部放射線に係る線量、空気中の放射性同位元素の濃度又は放射性同位元素によって汚染される物の表面の放射性同位元素の密度の確認方法及び確認した者の氏名
 - ロ 管理区域でないとみなされる場所に立ち入った者の氏名